高等教育無償化条項の留保撤回･学費負担の軽減、高等教育予算の増額を求める国会請願書

衆議院議長　殿
参議院議長　殿

私たちは、国際人権規約（1979 年 9 月発効）のうち、高等教育への「無償教育の漸進的導入」を謳った「経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約」（以下、「社会権規約」と略す）第 13 条 2 項（ｃ）に対する政府の留保についてその撤回を強く求めるものです。

国会においては、過去二度にわたって留保撤回の検討の決議がなされました。国際人権規約批准承認時の国会審議において外務大臣は「留保条項なしに批准をするのが望ましい姿」「解除する方向に努力をし、また、そういう責任がある」と答弁し（1979 年 3 月 16 日・衆議院外務委員会）、同委員会が採択した要望決議には、「国際人権規約の留保事項につき、将来の諸般の動向を見て検討を行うこと」が謳われました。二回目は 1984 年日本育英会法の制定に際して、衆参両院文教委員会の各附帯決議において「諸般の動向をみて留保の解除を検討すること」が再度掲げられました。しかし留保撤回は、今日に至るも実現していません。「経済的、社会的および文化的権利に関する委員会の最終見解」（2001 年 8 月 30 日）は、日本政府に対し留保の撤回を検討することを強く求め、2006 年 6 月 30 日までに最終見解に含まれている勧告を実施するためにとった手段についての詳細な情報を含めて、第 3 回報告の提出を求めています。国際的に見ても高学費である現実、それによって学習機会が保障されない危険性については、中教審答申「我が国の高等教育の将来像」（2005 年１月 28 日）でも指摘されているところです。

我が国の高等教育への「無償教育の漸進的導入」は、欧米諸外国との比較を待つまでもなく、現状はその実現に程遠い状況にあると言わざるを得ません。私たちは、高等教育を受ける機会と権利が経済的格差によって阻害されることなく、だれでもが高等教育を平等に享受することが保障されるためには、まず学生納付金の抑制・逓減の方向を確認し、社会権規約第 13 条 2 項（ｃ）の留保撤回を 2006 年 6 月の第 3 回報告に盛り込まれることを強く求めます。

ＧＤＰに占める高等教育予算の割合は、わが国は 0.5%に留まり、米国の 1.1%、英国 1.0%、ＯＥＣＤ平均の 1.2%に比べ、大きく下回って最低位に属しています（『教育指標の国際比較　平成 16 年度版』）。そのため我が国では、高等教育における家計の自己負担率が世界的にもきわめて高く、家計の経済的格差によって教育を受ける権利が阻害されているばかりでなく、設置形態の違いを超えて、高等教育機関における教育・研究の遂行にさまざまな障害をもたらしています。

経常費の５０%を目指すべき「私学助成」は未だに１２%にとどまっています。また、法人化された国立大学、高専、大学共同利用機関は毎年１%の効率化係数及び経営改善係数２%、が加えられる仕組みとされています。

わが国の将来を見据えた科学・技術、教育の発展を保証するためには、具体的な年次計画をたてて､大学･高等教育への公的支出を欧米並みに GDP 比で１%とすることを実現すること、その際いたずらに競争的資金への傾斜を図ることなく、十分な基盤的経費の増額が確保する施策をとることを強く求めます。

[請願項目]

1、社会権規約第 13 条 2 項（ｃ）の留保を撤回するとともに、学費を抑制すること。

2、高等教育予算の公的支出を、OECD 諸国平均並みの GDP 比 1%とするための年次計画を策定すること。

名　前	住　　所

＊この署名は、国会請願以外の目的に使うことはありません。

全国大学高専教職員組合（全大教）
日本私立大学教職員組合連合（日本私大教連）